

# CLAIR REPORT

## 大韓民国の第15代国會議員総選挙について

財団法人 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 122 (September17, 1996)

Council of Local Authorities  
for International Relations



財団  
法人 自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階  
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

# 目 次

はじめに .....	1
<b>I 選挙制度について .....</b>	<b>2</b>
1 第15代国會議員総選挙の主な日程 .....	2
2 新しい投票・開票過程 .....	2
(1) 投票要領 .....	2
(2) 開票方法 .....	3
3 選挙権と被選挙権 .....	4
(1) 大統領・国會議員の選挙権者 .....	4
(2) 被選挙権の年齢 .....	4
4 選挙区と議員定数 .....	4
(1) 選挙区 .....	4
(2) 国會議員の定数 .....	7
5 選挙期間と選挙日 .....	7
(1) 選挙期間の短縮 .....	7
(2) 選挙日の法定化 .....	7
(3) 再・補欠選挙の選挙日公告 .....	8
6 候補者の登録期間短縮 .....	8
(1) 登録期間 .....	8
(2) 登録申請開始日 .....	8
7 公務員等立候補について .....	8
(1) 選挙90日前に辞職 .....	8
(2) 選挙職公務員の立候補制限 .....	9
8 寄託金 .....	9
(1) 寄託金制度 .....	9
(2) 選挙別の寄託金額 .....	9
(3) 寄託金の返還 .....	10
(4) 寄託金の帰属 .....	10
9 選挙費用制限額の算出基準の法定化 .....	11
10 投票及び開票 .....	11
(1) 投票用紙の作成 .....	11
(2) 投票時間及び本人確認の身分証明書範囲の拡大 .....	12
(3) 無効投票の例示 .....	12
(4) 有効投票の例示 .....	13

11	全国区国會議員議席の配分と当選人の決定	14
<b>II</b>	<b>総選挙の結果について</b>	<b>16</b>
1	総選挙結果	16
2	総選挙結果解説	17
3	選挙結果の意味と展望	18
4	選挙結果の分析	19
(1)	新人議員の増大	19
(2)	ソウルの投票行動	22
(3)	京畿道の投票行動	24
(4)	急落しつつある投票率	25
(5)	地域と支持基盤	25
(6)	当選者の分析	26
5	第15代国會議員総選挙の総括	29
(1)	先が見えない選挙結果	29
(2)	人物本位に緊急避難	29
(3)	「北風」の影響	30
<b>III</b>	<b>資料編</b>	<b>31</b>
1	15代国會議員総選挙政党別得票	31
2	歴代総選挙結果	32
3	「4・11」総選挙の最高・最低記録	33
4	政党別当選率	33
5	市道別投票率	34
6	政党別得票率	34
7	当選者の分布	35
8	政党別候補者1人当たり得票数	35
9	14代・15代新人・元議員・現役議員の対比	36
10	14代・15代地方区議員の職業別分布	36
11	政党別当選者の財産平均額	37
12	15代総選挙当選者の世代別分布	37
13	15代当選議員の平均年齢	38
14	14代・15代国會議員学歴別分布	38
15	韓国の歴代国會議員選挙の投票率	39
16	韓国の歴代選挙一覧表	39
参考	韓国における共和国憲法	41

## はじめに

この春（1996.4.11）、韓国では第15代国会議員総選挙が実施された。

今回の選挙は、金泳三（キムヨンサム）政権下での初の総選挙であると同時に最後の選挙となる。その意味は、金泳三政権の信任を問う選挙でもあり、併せて来年の大統領選挙の行方を占う選挙であった。

このレポートは、今回の選挙について広く日本の地方自治体の方々に紹介し、理解をいただくとともに、韓国についての関心と理解を広げる一助になればと取りまとめることとした。今回の選挙の背景及び選挙結果の概略は次のとおりである。

与党・新韓国党を率いる金泳三大統領は昨年6月の地方自治体選挙の敗北から、今回は自ら候補者の選任に乗り出し、背水の陣を敷いた。

選挙を控え、全斗煥（チョンドファン）、盧泰愚（ノテウ）の二人の元前・軍人大統領の逮捕に踏み切ったのも、また、一旦は解任した李会昌（イフェチャン）元総理と92年に大統領選挙で争った朴燦鐘（パクチャンジョン）元議員を三顧の礼で新韓国党に迎え入れたのもすべて選挙のためであったといわれている。

しかし、大方の予想では、与党は苦戦を強いられ、過半数の維持が困難とみられていた。

投票は4月11日午後6時に締め切られ、即日開票が午後8時から全国30ヶ所の開票所にて徹夜で行われた。開票結果は単独過半数を獲得した政党がないという意味で勝者のいない結果となった。

総議席数299（地方区253、全国区46）のうち、与党の新韓国党は、過半数議席150を下回る139議席であった。改選直前に比べ12議席減らした。選挙直後から16の無所属議員をはじめ、民主党の親与党議員にも入党の働きかけを行い、過半数の確保を目指した。5月30日現在、12名を入党させ、過半数を上回る151議席を確保した。

野党では、国民會議が79議席と改選前に比べ24議席伸ばしたが、選挙の目標であつた総議席数の3分の1にはるかに及ばない結果となり、敗北に至った。自民連は50議席と改選前に比べ19議席増と躍進した。民主党は15議席と改選前に比べ半減し、院内交渉団に必要な20議席すら確保できず惨敗した。

このレポートは全体を2部に分け、Iでは選挙制度について概略を述べ、IIでは今回の総選挙についてその結果をまとめている。

なお、レポート作成にあたっては、ソウル事務所の嚴泰浩調査員が中心となり、藤井省吾所長補佐、朴永蘭調査助手が補筆した。選挙結果報告と併せ、韓国の政治状況の一端を知っていただければ幸いである。

## I 選挙制度について

選挙制度については、これまでのクレアレポートで既に報告しているので、ここでは、クレアレポート（No.103）作成後の改正状況を踏まえて、今回の国會議員総選挙に関する基本的な部分を整理した。

韓国では、それまで個別法になっていた大統領選挙、国會議員選挙、地方議会議員選挙及び地方自治団体長選挙等の選挙法を一つの選挙法に統合した「公職選挙及び不正選挙防止法」（別名・統合選挙法）が1994年3月16日に制定され、選挙管理の一貫性の維持と選挙制度の理解がし易くなった。1995年6月27日、初めて4大地方選挙が行われ、1996年4月11日の総選挙もこの統合選挙法に拠って行われた。

### 1 第15代国會議員総選挙の主な日程

新しく改定された「統合選挙法」により、1996年4月11日に行われた第15代国會議員総選挙の主な日程は次のとおりである。

1月12日まで	地方区に立候補する公務員辞職
2月11日～4月11日	候補者政党名義の世論調査禁止
3月12日まで	選挙費用制限額公告
3月20日～3月24日	不在者申告、選挙人名簿作成
3月25日まで	全国区に立候補する公務員辞職
3月21日～3月27日	無所属候補者推薦状交付
3月25日～3月27日	選挙人名簿閲覧及び異議申請
3月26日～3月27日	候補者登録申請
3月26日～4月11日	党员集合大会・党员教育等禁止、国政報告活動禁止
4月4日	選挙人名簿確定
4月4日～4月6日	不在者投票
4月11日	選挙日
5月11日まで	選挙費用の収入と支出報告書等提出

### 2 新しい投票・開票過程

今回の総選挙は改正された選挙法で行われる初めての総選挙であり、投票・開票過程において前回の選挙との変更点は多かった。

#### (1) 投票要領

14代総選挙と異なる点は、まず投票時間が1時間延長されたことである。締切時間は午後6時で変わりないが、投票の開始時間が午前7時から6時に繰り上げられた。また、

午後 6 時前に到着した有権者については、番号票を渡し投票締切時間後も投票ができるようにした。

本人であることを確認し、投票資格を付与する身分証明証についても以前は住民登録証だけであったが、今回は運転免許証・パスポート・公務員証の 3 種類が新たに追加された。投票用紙に記表する時は必ず指定された記票用具（“ト”が中に入った丸い判子）だけを使用しなければならない。候補者の名前を書いたり、押印等は無効とされる。

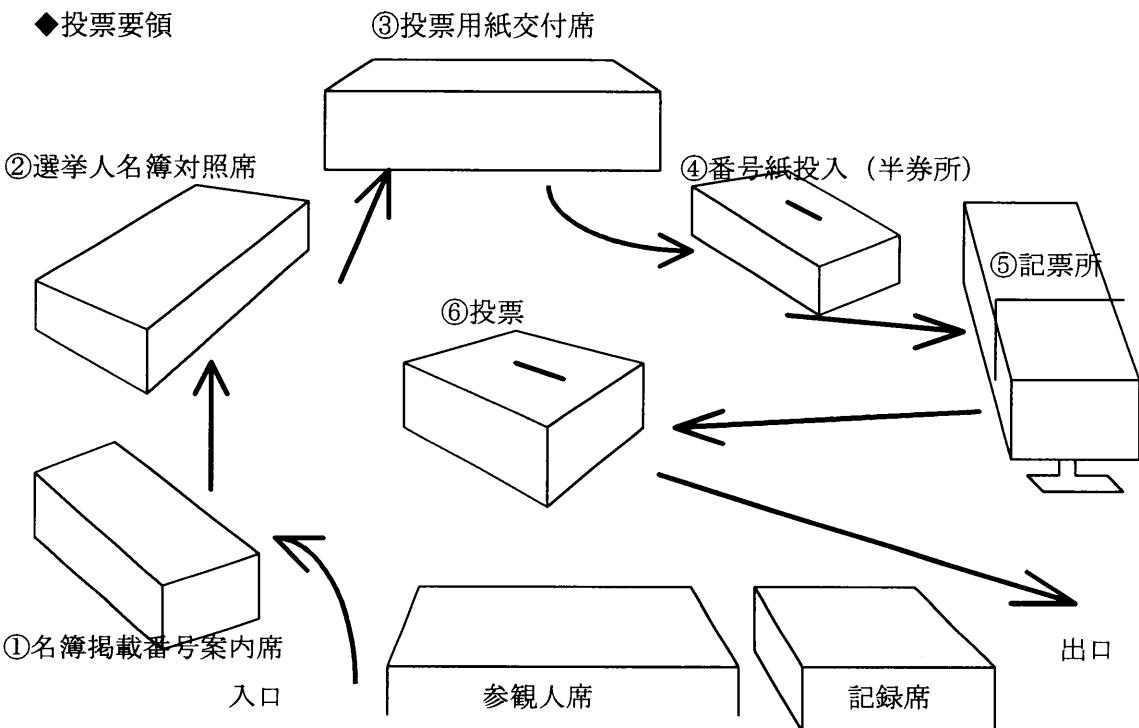
## (2) 開票方法

全国 302ヶ所の開票所で、投票箱の 3 分の 2 以上が開票所に到着すれば開票が始まる。開票管理には教員（先生）17,800名と警備警察 23,500 名を含む全国で 69,700 名が動員された。

開票過程では 14 代総選挙時より、大きく 3 つの異なった点があげられる。まず、票の集計作業に銀行で紙幣を数える時に使う自動計数機が使われた。昨年 6. 27 地方選挙の時初めて使用したこの自動計数機を貸借し、開票所ごとに 7 ~ 12 台ずつ配置した。

また、歴代総選挙で初めて、不在者投票用紙を一般投票用紙と分離しないで開票した。

更に、集計が電算化された。





<投票している様子>

### 3 選挙権と被選挙権

#### (1) 大統領・国會議員の選挙権者

選挙権者、被選挙権者の年齢は選挙日現在で算定する。(統合選挙法、以下「法」という。第17条)

選挙日現在、満20才以上の国民は、大統領及び国會議員の選挙権がある。(法第15条第1項)

#### (2) 被選挙権の年齢

選挙日現在「大統領選挙の場合40才以上」、「その他の選挙の場合はすべて25才以上」の国民とする。(法第16条第1項、第2項、第3項)

### 4 選挙区と議員定数

#### (1) 選挙区

大統領及び全国区の比例代表国會議員は、全国を単位に、地域区(地方区)国會議員及び地方議會議員は当該選挙区を単位に、地方自治団体長は、当該地方自治団体の管轄区域を単位として各選出する。(法第20条)

国會議員の地域区の確定のため、国会に選挙区確定委員会を設け、同委員会は、地方区確定の理由、その他の必要な事項を記載した報告書を当該国會議員の任期満了による総選挙日前1年までに、国會議長に提出しなければならない。(法第24条)

国會議員、地方議会の選挙区の確定などに対しては、法25条に次のように述べられて

いる。

#### 法第25条 [国会議員地域区の確定]

国会議員地域区は市・道の管轄区域内で、人口・行政区域・地勢・交通等の条件を考慮してこれを確定するが、区（自治区含む）・市（区が設置されない市を言う）・郡（以下“区・市・郡”とする）の一部を分割して他の国会議員地域区の属さないようにする。

◆95年12月27日の憲法裁判所の違憲判決により、国会議員選挙区調整のための臨時国会が開かれ、一部議員の利害関係が絡む選挙区調整をめぐって与野党の攻防が続いたが、「全国選挙区の平均人口を基準にして上下60%内の範囲で人口偏差を調節しなければならない」との憲法裁判所の違憲判決要旨を受け入れ、選挙区調整交渉は民主党の反対のもと、96年1月24日ようやく妥結した。

与野党は24日、国会議員選挙区の人口上下限度ラインを30万～7万5千人（昨年6月30日基準）に設定、これを越えたりあるいは達しない選挙区を統・廃合することにした。これにより地域区議員定数は260区から253区に7区減り、全国区議員定数は39席から46席に7席増えることになった。国会議員の全体議員定員は、299名のまま維持された。

但し、3党（新韓国党、国民會議、自民連）は既存選挙法の選挙区画定原則（法第25条1項）に沿った選挙区調整が事実上不可能である4ヶ所（釜山海雲台区と機張郡、釜山西区と北区、仁川桂陽区と江華郡、全羅南道新安郡と木浦市）については、15代国会上限って例外的に、行政区域一部を分割して選挙区を調整することにした。

これにより、釜山の海雲台区と機張郡は二つに分け、江区と北区は合併して二つに分け、中区は東区に統合された。仁川は桂陽区と江華郡を合併して二つに分け、全羅南道新安郡は木浦市の一を吸収し、独立選挙区を維持した。江原道では太白市と旌善郡が单一選挙区に統合された。忠清北道の沃川郡は報恩郡及び永同郡と、忠清南道の錦山郡は論山郡と、慶尚北道の醴泉郡は聞慶市と、蔚珍郡は英陽郡及び奉化郡と統合された。

慶尚南道の居昌郡と狭川郡、全羅南道の長興郡と靈岩郡、和順郡と寶城郡も各々合併され、慶尚南道の蔚山市は甲・乙の2つの選挙区に分けられた。

地域別に減る選挙区数は江原道、忠清南道、忠清北道で各1、全羅南道、慶尚北道で各2であった。

選挙区画定は選挙前与野党が鋭く対立した一番大きな争点であった。これに関する新聞の社説を次に転載する。

## ◆ 1／26 東亜日報社説

心配したとおり与・野の国会議員選挙区調整交渉は談合に終わった。民主党を除いた3党が合議した選挙区調整案は人口上下限度ラインを30万～7万5千名にし、一応憲法裁判所が容認限界として提示した人口偏差4対1は守る格好を整えた。しかし、4ヶ所の例外選挙区を第1、2党の互恵交換形式で認めたことは残念なことである。人口基準日<sup>注1)注2)</sup>も法が定めた最近の統計ではなく、昨年6月30日を取り、違憲の素地を残した。

個別選挙区を見ると新安郡と木浦市の場合、基準日である95年6月の人口が30万人に達していないものを2つの選挙区に無理矢理分けた反面、釜山江西区と北区、それに仁川桂陽区と江華郡は加えて分ける「掛け継ぎ」をした。人口上限に掛かった釜山海雲台区と機張郡も海雲台の一部を削って機張に付けて2つの選挙区に分けた。慶尚北道の蔚珍郡、英陽郡一奉化郡は太白山脈を間に置いて1つの選挙区に統合した。

なぜ、このように例外を乱発したのか。与・野党はその間、自分の党が有利な地域の選挙区は1つでも増やそうとし、不利な地域の選挙区はできるだけ減らそうとする党略で交渉してきた。しかし、期日が差し迫っているという言い訳で、互いの実利を得る線で意見一致を見たものである。与野ともども『今回の調整は仮の方便である』と言ったことでもその性格は明らかである。

いずれにしても残り70余日に迫って来た4・11総選挙は今回の画定した選挙区通り行われるしかない。時間的に再調整が不可能であり、現政黨が再び交渉をしたところで素晴らしい代案が出そうもないからである。

与・野党自ら、今回の調整は「1回限り」であり、16代総選挙前に行政区域を改変するとか、選挙区を再調整すると明らかにしている。

選挙直前の選挙区調整、特定政党のための再調整とかゲリマンダーの慣行はもう根本的に見直さなければならない。人口偏差を可能な限り減らして、「1人1票主義」に立脚した票の等価性を確保するように制度化しなければならない。例えば、憲裁が原則を提示したとおり偏差が2対1を越えるといけないとか、人口算定日基準平均人口を画定するように法として明示するとかである。人口変動による調整は、選挙日前6ヶ月或は1年に決めてもあまり問題がないだろう。

国會議員たちだけに選挙法上の改善を一任することも問題である。立法権はもちろん、国会にあるが、現役議員達が次期選挙の既得権にあまりにも執着するあまり政治参与への平等権が損なわれている。非政治非政府の有力者達で構成された選挙制度改革委を常設化し、国会に建議する法案も考えて欲しい。

注1) 法第4条(人口の基準) 「この法に規定された人口の基準は住民登録法の規定による住民登録票によって調査した最近の人口統計による」

注2) 中央選挙管理委員会規則第2条(人口数等の通報等) 第1項には「法第4条(人口の基準)の規定による人口の基準日は任期満了による選挙においては選挙日前80日の月の月末日」とある。

## (2) 国会議員の定数

議員の定数は全国区国会議員と地区区（地方区）国会議員を合わせて299名にし、地区区国会議員は1区1人とする。（法第21条）

## 5 選挙期間と選挙日

### (1) 選挙期間の短縮

① 選挙期間の長期化による選挙過熱・国力の無駄使いを防ぎ、選挙費用を節減して、お金のかからない選挙のため、選挙期間を5～6日間ずつ短縮した。

#### ◆選挙別の選挙期間

区分	大統領選挙	国会議員選挙	地方自治団体長選挙	地方議会議員選挙
現行	23日	17日	17日	14日
従前	29日	18日	19日	19日

② 二つ以上の違う種類の選挙を同時に実施することになる場合には、同時に実施する選挙中、選挙期間が長い選挙の期間に従うという特例規定を設けた。（法第202条）

### (2) 選挙日の法定化

① 各種の選挙別に、任期満了による選挙の選挙日を法定化することにより、毎選挙毎に選挙日が政府によって決定されることによる、与野党間の選挙日を巡った国力の無駄使い議論など、問題を無くし、選挙日の予測を可能にし、政治志望者も前もって選挙準備などが可能になるようにした。（法第34条）

#### ◆選挙別任期満了による選挙日

##### [法第34条]

- ・ 大統領選挙 : 任期満了日前 70日以後 第一週目の木曜日
- ・ 国会議員選挙 : 任期満了日前 50日以後 第一週目の木曜日
- ・ 地方自治団体選挙 : 任期満了日前 60日以後 第一週目の木曜日
- ・ 選挙日が民俗節（祝日）、公休日とか選挙日前日や選挙日の次の日が公休日である場合は、その次の週の木曜日とする\*。

\* この法施行後、最初に実施する地方自治団体の首長選挙と任期満了による地方議会議員選挙は1995.6.27に同時実施する。15代国会議員選挙日は1996.4.11、15代大統領選挙日は1997.12.18である。

\* 民俗節・公休日の範囲は、「官公署の公休日に関する規定」第2条の内容と「中央選挙管理委員会規則」第8条で次のように規定されている。

『その内容は日曜日、祝祭日である。祝祭日とは新正月（1月1日と2日）、旧正月（旧

暦の1月1日とその前後各1日)、3・1節(3月1日)、植木の日(4月5日)、釈迦誕生日(旧暦の4月8日)、顯忠の日(6月6日)、制憲節(7月17日)、光復節(8月15日)、秋夕(旧暦の8月15日とその前後各1日)、開天節(10月3日)、聖誕節(12月25日)である。』

### (3) 再・補欠選挙の選挙日公告

選挙別	選挙実施期限	選挙日広告期間	選挙日広告権者	選挙期間
地方区 国会議員選挙	選挙実施事由が 確定されてから 90日以内	遅くとも選挙日 前23日	大統領	17日

## 6 候補者の登録期間短縮

### (1) 登録期間(2日)

任期満了による選挙日が法定化されることにより、候補者の登録期間を従前6日間(選挙日公告日から5日以内)を候補者登録申請開始日から次の日までの2日間に短縮した。(法第49条第1項)

候補者登録申請書の受け付けは、候補者登録期間中の午前9時から午後5時までとする。(同第6項)

### (2) 登録申請開始日

選挙別の候補者登録申請開始日は次の表のとおりである。

#### ◆選挙別の候補者登録申請開始日(法第49条第1項)

大統領選挙	国会議員及び 地方自治団体首長選挙	地方議會議員選挙
選挙日前23日	選挙日前17日	選挙日前14日

## 7 公務員等立候補について

### (1) 選挙90日前に辞職

公務員等が各種の選挙に立候補するためには、選挙日前90日(全国区国会議員選挙と補欠選挙等においては候補者登録申請前)までに、その職を辞めなければならない。ただし、大統領選挙と国会議員選挙において、国会議員がその職をもって立候補する場合と地方議會議員及び地方自治団体の首長の選挙において、当該地方議會議員及び地方自治団体の首長がその職をもって立候補する場合にはこの限りではない。なお、この法の施行後、最初に実施する地方自治体の首長選挙においては、候補者登録申請開始日前までにその職を辞めなければならない。(法第53条第1項、付則第7条第4項) \*

\*従前の選挙法は、公務員などが各種の選挙に立候補するために、辞職する時期を大統領、国会議員、地方自治団体の首長及び議員の任期満了日前180日から90日までと、選挙ごとに違つて規定されていた時期を、選挙日前90日に統合・短縮した。

## (2) 選挙職公務員の立候補制限

すべての選挙職公務員が再び同じ選挙職に立候補する場合は、その職を勤めながら立候補することができるが、それ以外の場合は辞職しなければならない。

すなわち、国会議員が、地方自治団体の首長または地方議会議員選挙に立候補したり、地方議会議員が、国会議員または地方自治団体の首長に立候補したり、地方自治団体の首長が、国会議員または地方議会議員選挙に立候補する場合には、それぞれ辞職しなければならない。

# 8 寄託金

## (1) 寄託金制度

候補者登録申請時は候補登録の申請書類以外にも、各種の選挙別に決まった寄託金を納付しなければならない。(法第56条) 従前の選挙法では各選挙別に寄託金額及び寄託金の執行方法がそれぞれ少しづつ違っていた。国会議員選挙の場合、「選挙人名簿及び不在者申告人名簿の写本作成費用、広報用張り紙作成・貼付・撤去費用、選挙広報の作成費用及び合同演説会開催費用」は寄託金から控除するが、候補者が当選したり死亡した時には、その得票数が当該地域区の有効投票の総数を候補者数に分けた数の1／2を超過した時に限って国家が負担する。

現行の選挙法は選挙公営制を拡大して、従前の寄託金制度はそのままとし、その執行方法を改正して候補者の寄託金で執行する範囲を、「選挙法違反で課せられる過料と不法施設物等に対する代執行費用」だけとして、残りの金額は寄託者に返還されるか、または帰属条件により国家または当該地方自治団体に帰属する。

## (2) 選挙別の寄託金額

選挙別の寄託金額の範囲は次とおりであり(法第56条第1項)、滞納処分や強制執行の対象にならない。(同第2項)

### ◆選挙別の寄託金額

#### [法第56条]

- ・大統領選挙 : 3億ウォン
- ・市・道知事選挙 : 5,000万ウォン
- ・国会議員選挙及び自治区・市・郡の首長選挙 : 1,000万ウォン
- ・市・道議会議員選挙 : 400万ウォン
- ・自治区・市・郡議会議員選挙 : 200万ウォン

### (3) 寄託金の返還

#### ① 寄託金の執行費用及び返還期限

寄託金では「選挙法違反として賦課される過料（法第261条）と不法施設物等に対する代執行費用（法第271条）」を執行し、残りの金額は「選挙日後30日以内」に寄託者に返還する。（法第57条第1項）

#### ② 返還条件（法第57条第1項）

##### ◆寄託金の返還条件

###### [法第57条第1項]

- 候補者が当選、または死亡した時
- 候補者の得票数が次の要件を充足した時
  - ・大統領選挙及び地方自治団体の首長選挙の場合は、候補者の得票数が有効投票総数の10／100以上の場合
  - ・地域区国會議員選挙及び地方議會議員選挙の場合は、候補者の得票数が有効投票総数を候補者数に分けた数の1／2以上の場合
  - ・全国区国會議員選挙の場合は、全国区国會議員候補者名簿に載っている候補者中に当選者がある場合

### (4) 寄託金の帰属

#### ① 帰属事由（法第57条第2項）

##### ◆帰属事由

###### [法第57条第2項]

- 候補者が辞退したり、登録が無効になった場合
- 候補者の得票数が寄託金の返還条件を充足できなかった場合
- 全国区国會議員では、候補者の名簿に載っている候補者中、当選人がない場合

#### ②国家または地方自治団体への帰属金額

ア. 寄託金返還条件に該当しない場合に限って、寄託金から選挙違反で付加される過料（法第261条）と不法施設物等に対する代執行費用（法第271条）を控除した金額で、国家または地方自治団体が補填しなければならない選挙ポスター（法第64条）および選挙広報（法第65条）の作成費用（選挙管理委員会が公告した補填費用）を控除した後、残りの金額だけを帰属する。（法第57条第2項）

イ. この場合、帰属された金額が補填費用（選挙ポスターおよび選挙広報の作成費用）より少ない場合には帰属される金額の限度内で補填する。（法第57条第3項）この場合帰属する金額はない。

ウ. しかし、控除しなければならない過料（法第56条第3項）が帰属する金額より多い場合には、その超過部分に対して選挙管理委員会は10日以内に選挙管理委員会にこれを納付するように告知しなければならず、国税徴収の例により徴収する。（法第57条第2項）

#### ◆寄託金の返還および帰属金額の算定方法

- 寄託金の返還条件に該当する場合（法第57条第1項）  
返還金額＝寄託金－過料－代執行費用
- 寄託金の返還条件に該当しない場合（帰属事由に該当する場合）（第2項）  
帰属金額＝寄託金－（過料＋代執行費用）－（選挙ポスター作成費用＋選挙公告作成費用）

### 9 選挙費用制限額の算出基準の法定化

選挙運動の自由及び選挙公営制の拡大とともに、選挙運動のため所要される選挙費用制限額の算定方式を、従前の選挙法では、選挙時ごとに当該選挙区選挙管理委員会が費目別に決定・公示したが、統合選挙法では、算出方式を選挙別に法定化し、物価変動など算出基準額の変動を顧慮して、選挙が実施される前年度の消費者物価指数変動率を勘案して増減できるようにし、その変動率は中央選挙管理委員会がその時ごとに定めることとした。

（法第121条第1項）

#### ◆選挙費用の制限額

区分	基 準 金 額	加 算 金 額
地方区	2800万ウォン	<ul style="list-style-type: none"><li>・選挙連絡所数×800万ウォン</li><li>・邑・面・洞数×100万ウォン</li><li>・人口数別の加算金額 人口20万以下：人口数×70ウォン 20万超過～ 　　30万以下：（20～70ウォン） 　　+（20万超過人員×40ウォン） 30万超過：（20万×70ウォン）+（10万×40ウォン） 　　+（30万超過人員×30ウォン）</li></ul>

全国区国会議員選挙においての選挙費用制限額は選挙事務長等に対する実費補償その他選挙に関する連絡に必要な経費等を勘案して中央選挙管理委員会が定める。（同第2項）

### 10 投票及び開票

（1）投票用紙の作成（法第150条、第151条第1項第6項、第211条第1項）

① 投票用紙は区・市・郡選挙管理委員会が作成して、選挙日前日までに投票区選挙管理委員会に送付しなければならないし、投票用紙には候補者の記号（1、2、3等に表示）、

所属政党名（無所属候補者は「無所属」に表示）及び姓名（ハングルにするが、姓名が同一な場合には括弧の中に漢字を併記）を表示しなければならない。（第150条第1項第2項）

② 投票用紙に掲載する候補者の順位は、候補者登録の締切日現在、国会に議席を保有している政党の公認候補者・国会に議席を保有していない政党の公認候補者・無所属候補者の順とするが、国会に議席を保有している政党の公認候補者間では多数議席の順で、国会に議席を保有していない政党公認候補者の場合は政党のカ、ナ、ダ（ハングルの表記順）の順に、無所属候補者も姓名のカ、ナ、ダの順とする。（同第3項第4項）

③ 同じ掲載順位に該当する政党または、候補者が二人以上いる場合には、所属政党の代表者や候補者または代理人の参加の下に、管轄選挙区選挙管理委員会で候補者の登録締切後に抽選して決定する。

④ 候補者の登録期間を過ぎた後、候補者が辞退・死亡したり、登録が無効になった場合でも、投票用紙にその候補者の記号、所属政党名及び姓名を登載し、抹消することはない。

⑤ 区・市・郡選挙管理委員会は視覚の障害により、自分で記票できない選挙人のため、必要な場合には中央選挙管理委員会が規則を定めることにより、特殊投票用紙または投票補助用具の作成・使用ができる。（第151条第6項）

#### （2）投票時間及び本人確認の身分証明書範囲の拡大（法第155条第1項）

① 有権者の投票権行使の機会を拡大するため、投票時間を「午前6時から午後6時」まで1時間延長した。

② 投票時、本人の可否の確認ができる身分証明書の範囲を、住民登録証の外、「国家または地方自治団体が発行した写真が貼付された旅券・運転免許証または公務員証」とした。

#### （3）無効投票の例示

##### 〔法第179条第1項〕

- ① どこの欄にも印をしなかったもの
- ② 二つ以上の欄に印をしたもの
- ③ どこの欄に印をしたか、わからないもの
- ④ ○表をしないで、文字または、記号を記入したもの（○の中にはトがはいっている）
- ⑤ ○表外に他の事項を記入したり、候補者の欄外に○表を追加したもの
- ⑥ 選挙管理委員会の記投票用具ではない用具で表示したもの

[同第2項]

- ①定規の回送用封筒を使わなかったもの（以下「不在者投票」の場合に該当）
- ②内封筒または、回送用封筒が縫合されてない場合
- ③回送用封筒の縫合部分に確認印または、居所投票者の私印捺印が全部抜けているもの
- ④不在者投票所で投票することを申告した者が自家居所投票の方法で投票したもの

（4）有効投票の例示

[法第170条第3項]

- ①○表が一部分表示されたとか、○表の中が埋めてあるものとして、選挙管理委員会の記票用具を使って記票したことが明らかなもの
- ②一つの候補欄だけに二つ以上記票したものや、重なって記票したもの
- ③記票欄外に記票されたもので、どの候補者に記票したのか明確であるもの
- ④二つの候補者欄の区分線上に記票されたものとして、どの候補者に記票したのか明確なもの
- ⑤記票したものが転写されたもので、どの候補者に記票したのか明確なもの
- ⑥人によって汚損されたとか毀損されたが、正規の投票用紙であることが明確で、どの候補者に記票したのか明確なもの
- ⑦居所投票の場合、この法に規定された方法以外の他の方法〔印鑑の（無印は除外）捺印・姓名掲載等だれが投票したのか、わかるものは除外〕で表示をしたが、どの候補者に記票したのか明確なもの



<開票の様子>

## 1.1 全国区国會議員議席の配分と当選人の決定

全国区国會議員の配分は、まず① 地域区国會議員総選挙においてある一定の条件を満たした各政党に1議席ずつ配分し、② 残りの議席数は政党別得票比率で配分されて、当選人が決定される。なお、③ 配分される議席数が候補者名簿を越えた場合、その超過議席は空席となる。

すなわち、

① 地域区国會議員総選挙で「5議席以上の議席を占めたとか、有効投票総数（辞退・死亡・登録無効になった者が有効投票の多数を得たが、当選人がないこととなった場合の有効投票数を含む）の5／100以上を得票した政党（以下「議席割り当て政党」とする）」（全国国會議員候補者の名簿を提出しない政党は除外）に対して地域区国會議員総選挙で得た得票比率により議席を配分する。ただし、地域区国會議員総選挙で「有効投票総数の3／100以上5／100未満」を得票した各政党に対しては、全国区国會議員の議席1席ずつを配分する。（第189条第1項）

② 各政党の得票比率によって決定される当選人は、議席割り当て政党の得票数（選挙日の投票締切時刻後、当選人の決定前までに辞退・死亡・登録無効された候補者が有効投票の多数を得たが、当選人がないということになった時の有効得票数を含む）を全ての議席割り当て政党が地域区国會議員総選挙で得た得票数の合計で割り、小数点以下第5位を四捨五入した各政党の得票比率を、議席定数から①の当選人数を引いた数にかけて算出した議席数を議席割り当て政党に配分する。（同第2項第3項）

③ 全国区国會議員の当選人決定は、議席割り当て政党の全国区国會議員の候補者名簿に掲載された順位によるが、議席割り当て政党に配分された全国区議員議席が、その政党が推薦した全国区国會議員の候補者数を越える時には、その越える分の議席は空席とする。

### ◆政党別全国区国會議員の議席算出方法

[全国区国會議員総議席数 - (地域区国會議員選挙で有効投票総数の3／100以上5／100未満を得票した政党数 × 1議席)] × (議席割り当て政党の得票数 ÷ 議席割り当て政党が得た得票数の合計)

### ◆今回の全国区（比例代表）の配分例

小数点第1位が15代国会の全国区議席の運命を変えた。

各政党は総選挙の有効得票率により、46席の全国区議席の配分を受けるようになっている。開票の結果、新韓国党が総有効投票の34.5%、国民會議25.3%、民主党11.2%、自民連は16.1%を各々得て、全国区の配分資格を獲得した。その他の群小政党は5議席以上の地域区の議席の獲得ができず、有効投票の3%以上を占めることにも失敗し、配分対象でも除外された。

中央選挙管理委員会はこれにより 12 日、全国区の配分資格を得た新韓国党等、4 党だけの総得票数を基準として各党の得票比率を計算し、新韓国党に 18 議席、国民会議に 13 議席、民主党 6 議席、自民連に 9 議席を最終的に配分した。

この過程の中で、小数点第 1 位が明暗を分けた。4 党の有効得票数である 17, 141, 860 票のうち、新韓国党は 39.57%、国民会議は 29.0% を占め、各々 18.2 席と 13.3 席の配分を受け、12.8% を獲得した民主党は 5.9 席を、18.5% を獲得した自民連は 8.5 席の配分を受ける「権利」があった。

しかし、1 人を 2 とか 3 に分けることはできず、法に規定されているとおり、小数点第 1 位が大きい順番に一人ずつ割り当てた結果、民主党と自民連が各々 1 議席を得ることになった。

法は小数点第 1 位が同数の場合を想定して、小数点第 5 位までを比べることにしている。国民会議の金大中総裁（第 14 位）が当選するためには、国民会議が少なくとも総有効投票の 26.7% である 5,233,000 票を得なければならない。しかし開票の結果、国民会議は 4,971,000 余票しか獲得できなかつたため、約 262,000 余票足りず、金大中総裁は落選してしまった。このような票差は、首都圏で国民会議が予想外に敗北し、票を失つたからだと分析されている。

## II 総選挙の結果について

### 1 総選挙結果

韓国第15代国會議員総選挙の投票が11日午後6時に締め切られ、午後8時から即日開票され、全国30ヶ所の開票所で徹夜の作業が行われた。翌日午前7時、開票作業は全て終了し、当選者数も確定した。各市・道での各党の獲得議席数は以下のとおりである。

△選挙区数：253

△有権者数：3148万8294人

△投票者数：2011万8528人

△投票率：63.9%

△開票率：100%

◆政党別議員数（最終集計）

市・道	候補数	定数	政党別当選者数				
			新韓国党	国民會議	民主党	自民連	無所属
ソウル市	249	47	27	18	1	0	1
釜山市	102	21	21	0	0	0	0
大邱市	104	13	2	0	0	8	3
仁川市	56	11	9	2	0	0	0
光州市	27	6	0	6	0	0	0
大田市	44	7	0	0	0	7	0
京畿道	201	38	18	10	3	5	2
江原道	75	13	9	0	2	2	0
忠清北道	45	8	2	0	0	5	1
忠清南道	66	13	1	0	0	12	0
全羅北道	65	14	1	13	0	0	0
全羅南道	71	17	0	17	0	0	0
慶尚北道	130	19	11	0	1	2	5
慶尚南道	133	23	17	0	2	0	4
済州道	17	3	3	0	0	0	0
全国区	160	46	18	13	6	9	0
計	1,545	299	139	79	15	50	16

## 2 総選挙結果解説

4月11日に行われた総選挙の結果は以下のとおりである。括弧の中に書いたのはそれぞれの政党の目標議席である。

新韓国党	139 (150)
国民會議	79 (100)
自 民 連	50 ( 50)
民 主 党	15 ( 20)
無 所 属	16

韓国は一院制で、総議席は299。

したがって、与党の新韓国党は、過半数の150議席の獲得に失敗した。もっとも大方の見込みは130ぐらいというものであったから、「善戦」と見ることができる。

一方、国民會議は単独で憲法の改正など重要案件の成立を阻止する3分の1の100議席の確保に失敗した。特にソウル47議席のうち18議席しかとれなかつたのは厳しい。首都のソウルは野党の地盤という神話が初めて崩れた。金大中氏も全国区14位なら当選間違いないしとふんでいたにもかかわらず、落選という結果になった。もともと院外での活動を中心に行ってきた人であるだけに、「落選」のショックは他の人が想像するほどでもないだろうが、大統領選出馬に黄信号が灯つただけは確かである。

金鐘泌氏の率いる自民連は全斗煥、盧泰愚両氏の逮捕に意氣消沈の大邱市などでも当選者を多くだし、保守本流の面目を保った。後はこの50議席というのを使ってどのようにキャスティング・ボードを握るかであろう。しかし、首都ソウルで1議席もとれなかつたことなど、限界も見せたように思える。

民主党は院内交渉団体に必要な20議席に届かず、今後は他党からの働きかけなどでかなり苦しい状況に陥るだろう。金元基代表も落選、まさに党存亡の危機である。

このように今回は与党も野党もその双方が敗北するというかつてない結果になった。韓国の有識者は非常に厳しい反応を示したと言える。

当初、不利が伝えられていた与党が「善戦」した理由は何か。それはひとえに首都・ソウルの勝敗による。

これまで14回にわたる総選挙で野党は首都のソウルで負けたことがなかった。

88年の13代総選挙では42議席のうち32議席(76%)を占め「与小野大」の政局を演出した。前回の92年の第14代総選挙では民正・民主・共和という三党が合党して巨大与党が登場していたにもかかわらず、それでも野党は44議席のうちの28議席(64%)を占めていた。

韓国では30数年振りに地方自治が復活して昨年6月に地方自治体の長の選挙が行われたが、ソウル市長に民主党推薦の趙淳候補が、与党候補と有力な無所属候補を撃ち破って

42. 3%の得票率で当選した。

さらにソウルにある25の区長選挙で、何と野党の民主党は23の区長を占めた（92%）。

昨年の段階においても「首都のソウルは野党が強い」というのが不動の事実のように思われていた。

ところが今回、ソウルの47議席中、与党の新韓国党は過半数の27議席を占め（57%）、金大中氏らの国民会議はわずか18議席（38%）という結果になった（この他に、民主党が1議席、無所属が1議席）。

首都のソウルは全国の4分の1の人口を占める大票田であり、わずか10ヶ月前の区長選で90%以上を占めた野党が今回は、無所属を含めても半数の議席を占めることすらできなかつたのである。

慶尚道は与党、全羅道は金大中氏、忠清道は金鐘泌氏が確固たる基盤を持ち、これらの地域の勝負は開票前からついていると言われており、勝負は与野党の支持層が入り混じつてひしめきあう首都・ソウルの政略にかかっていた。

小選挙区の韓国ではわずかな風向きが大きな差となる。選挙期間の後半で板門店における北の動きがかなり与党に有利に動いたと言われている。しかし、それだけではあるまい。この一年間に起きたこと、それは野党の分裂であった。

地方選の勝利に気をよくした金大中氏は民主党を割って国民会議を創設したが、その結果は非常に厳しいものであった。小選挙区制の韓国でその分裂は野党に致命傷となった。

### 3 選挙結果の意味と展望

今回の総選挙は、地域割拠主義が問題として指摘されている中、新韓国党が首都圏で、自由民主連合が忠清道地域や大邱地域で躍進を見せた反面、新政治国民会議と民主党が惨敗という結果に終わった。地域主義は結局、「3金」のお膝元で圧倒的な強さを見せた。

「過半数の確保は無理では…」と予想されていた新韓国党が、ソウルや京畿道の首都圏でかなり善戦した。それはソウルの47議席のうち、過半数を占めたことからでもわかる。

また、ソウルで新韓国党が優勢になったのは、有権者が「与小野大」という政局不安を懸念したためとも批判されている。野党が主張した「牽制論」よりは、与党が主張した「安定論」を選んだわけだ。国民の所得水準が高くなるにつれて、政局不安に伴う経済不安をこれ以上望まないという一種のメッセージとも思える。

このような傾向は仁川などの京畿道地域にもそのまま反映した。京畿道地域では新韓国党が38議席のうち過半数近くを占めた。特に38度線に近い仁川や京畿道北部で圧勝したのは、やはり選挙終盤での南北緊張がかなり影響を与えたと思われる。北朝鮮と軍事境界線と接する江原道で新韓国党が善戦を見せたのも同様の理由からであろう。（4月13日「東亜日報」）

今回の総選挙で躍進を見せた自由民主連合は、地元の忠清道地域だけでなく、旧政権に

に対する報復政治で「反金泳三感情」が強い大邱地域で優勢となつた。江原道や慶尚北道では期待したほどではなかつたが、大邱や忠清道の躍進は、保守源流を自称する金鐘泌氏の影響力の健在を見せつけた結果となつた。

一方、新政治国民会議は地元の光州、全羅南道では全員当選を見たものの、当初の予想とは違つて、ソウルと京畿道の首都圏で不調を見せた。特に李鐘燦候補（ソウル鐘路）、鄭大哲候補（ソウル中区）をはじめ、党の中心人物が落選しており、党内の役割構図に変化が見られるようだ。また新政治国民会議の惨敗は、大統領選挙への意欲を見せた金大中総裁に対する有権者の反発との指摘がなされている。

民主党の惨敗は一言で指導力の不足だろう。民主党は全国区を含め、15議席に終わり、議席数をかなり減らした。特に李基沢顧問や金元基共同代表、洪性宇選挙対策委員長など党幹部が次々と落選、致命的な打撃を受けた。

今回の選挙では投票率が史上最低であったことが指摘される。既存の政治に拒否感を抱いた有権者の意思表示でもあろう。また投票に参加した有権者も既存の候補者ではなく、新人候補を選んだようだ。金忠一、洪準杓、李在五、李信範（以上、新韓国党）などの新人が大挙して国会に進出し、特に朴成範、孟亨奎（以上、新韓国党）、鄭東泳（国民会議）など元ニュースキャスターの新人候補の当選も目立つた。このように新人候補が善戦したのも今回の総選挙の特徴である。これら新人は選挙運動期間中、「世代交代を通じた政治改革」を訴えており、今後の政局運営にも台風の目になりそうだ。

## 4 選挙結果の分析

### （1）新人議員の増大

15代総選挙の一番大きな特徴は新人（初選議員）が大勢当選し、突風を起こしたことである。与野党問わず重鎮議員が政治初年生の挑戦に落選の苦杯をなめた。当選には及ばなかつたが激しい接戦の果てに惜しくも落選した新人も多かつた。

#### ① 現況

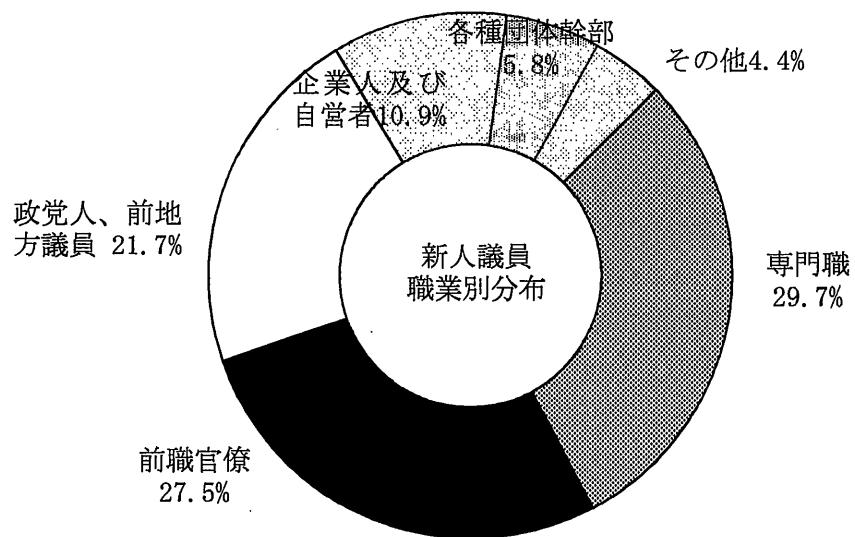
今回の総選挙で新人は1,083名（全国区含む）が出馬し、この中の12.7%である138名（46.2%）が当選した。地方区106名、全国区32名である。新人地方区当選者は253名の41.9%である。14代の33.7%、12代の22.3%より高く、与小野大の4党構造で今回の選挙と似ている13代の50.4%には多少届かない。

全国区を含んだ政党別新人候補当選者は、新韓国党56名、国民会議40名、自民連27名、民主党7名、無所属8名である。割合でみると新韓国党40.3%、国民会議50.6%、自民連50.4%、民主党46.6%、無所属50.0%である。

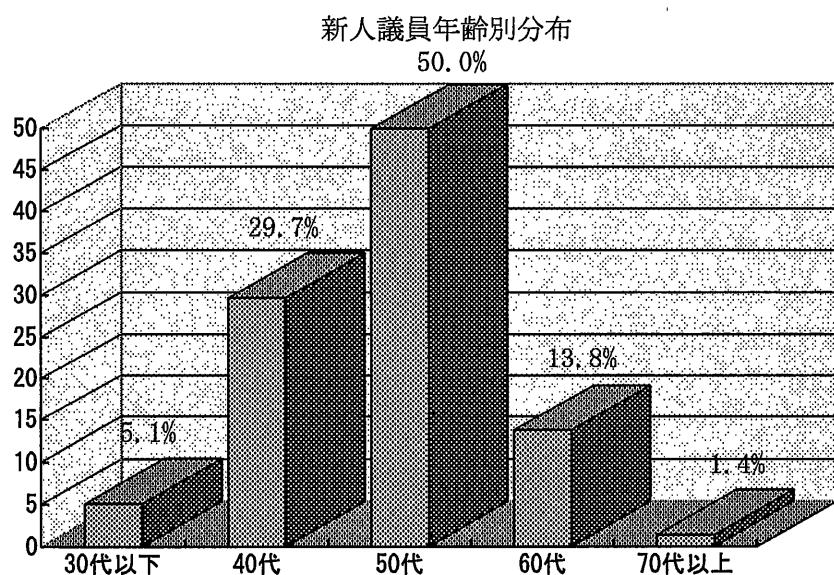
#### ② 職業・年齢・学歴・財産分析

新人の中では専門職（医者、言論人、法曹人、教授）出身が41名（29.7%）で一

番多い。前職官僚は30名（27.5%）であり、企業人及び自営業者は15名（10.9%）、各種団体幹部出身は8名（5.8%）である。その他、政治人（院外地区党委員長、党僚等）は30名（21.7%）、その他は6名（4.4%）である。



年齢別に見ると40、50代が110名で新人全体の約80%を占める。この中でも50代は69名で全体のちょうど半分を（50.0%）占める。反面30代以下は7名（5.1%）、60代以上は21名（15.2%）である。

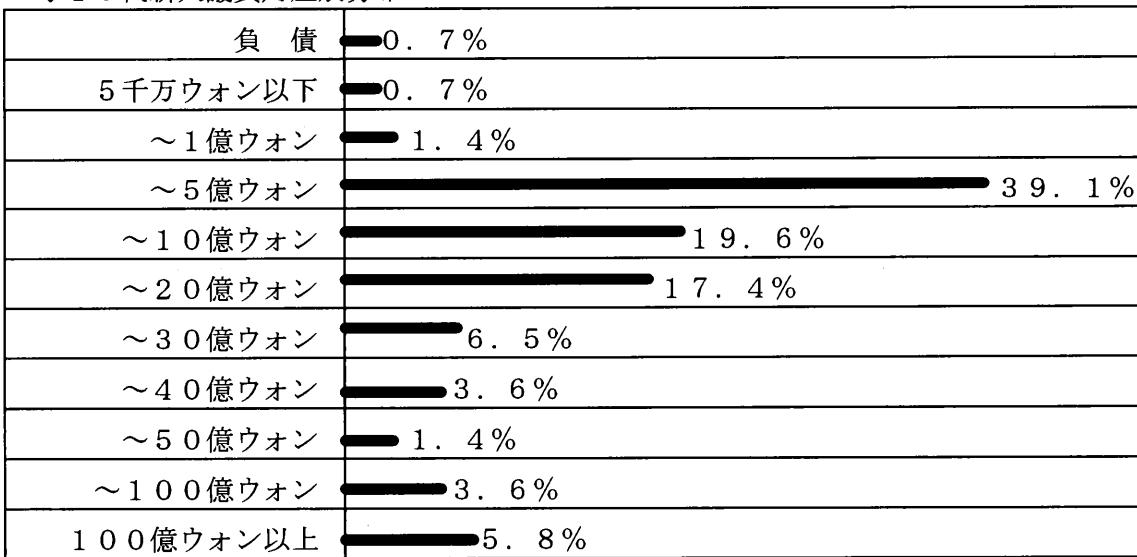


学歴別に見るとほとんど（95.7%）が大学卒業以上である。専門大学以下は6名に

過ぎない。出身大学はソウル大53名、高麗大14名、延世大7名、成均館大4名、士官学校3名である。

これら新人の平均財産は33億ウォンである。新韓国党が47億ウォンで一番多く、自民連42億ウォン、国民會議13億ウォン、無所属13億ウォン、民主党8億ウォンの順である。職業別平均財産は企業人及び自営業者が164億ウォンで圧倒的に多い。各種団体幹部は65億ウォン、専門職出身は16億ウォン、政治家12億ウォン、前職官僚は10億ウォンである。

#### ◆ 15代新人議員財産別分布



総合してみると新人当選者は40～50代、高学歴、専門職出身、資産家が主軸だと言える。このことは国会運営の質的な変化を予告する一つの前触れと思われる。

#### ③ 地域別分析

新人当選者の割合が一番高い地域は大田広域市である。7議席中新人が4議席（57.1%）を占め、再選以上は3議席に過ぎない。この他にも仁川広域市（54.5%）、京畿道（50.0%）、全羅南道（47.1%）、慶尚北道（47.4%）が新人の割合が高い。

#### ◆ 地城区（地方区）新人当選者の市・道別分布

市・道	議員定数（人）	新人議員（人）	割合（%）
ソウル特別市	47	21	44.7
釜山広域市	21	8	38.1
大邱広域市	13	6	46.2

市・道	議員定数(人)	新人議員(人)	割合(%)
仁川広域市	11	6	54.5
光州広域市	6	1	16.7
大田広域市	7	4	57.1
京畿道	38	19	50.0
江原道	13	4	30.8
忠清北道	8	3	37.5
忠清南道	13	5	38.5
全羅北道	14	5	35.7
全羅南道	17	8	47.1
慶尚北道	19	9	47.4
慶尚南道	23	7	30.4
済州道	3	0	0.0
合計	253	106	41.9

## (2) ソウルの投票行動

「4・11」総選挙で与党の新韓国党の得票率は34.5%であった。これは、最近の選挙における与党の得票率に比べたらあまり高い方だとは言えない。

去る87年、13代大統領選挙以降の与党の得票率の推移をみると、13代大統領選挙36.6%、88年13代総選挙34.0%（以上民政党）、92年14代総選挙38.5%、92年14代大統領選挙42.0%、95年広域団体長選挙33.3%、基礎団体長選挙31.8%（以上民自党）であった。

4党構図の下で行われた今回の総選挙での与党の得票率は、似ている構図の下で行われた13代総選挙時と一番近い。しかし、与党の地方区の議席比率は、13代総選挙時には38.8%であったが、今回の選挙では47.8%と大幅に伸びた。今回の選挙では4党構図が与党に有利に作用したことを意味する。

野党の政党別得票率をみると、国民会議25.3%、自民連16.2%、民主党11.2%であり、無所属は11.8%であった。

第1野党の得票率は13代総選挙を除くと、近来の選挙中では一番低かった。13代大統領選挙時、第1野党である民主党（総裁金泳三）の得票率は28.0%であって、第2野党である平民党（総裁金大中）の得票率は27.1%であった。

その後、各種の選挙で第1野党は金大中氏が率いる政党が占めたが、得票率は13代総選挙19.3%（平民党）、14代総選挙29.2%、14代大統領選挙33.8%、95年広域団体長選挙30.1%、基礎団体長選挙28.8%（以上民主党）であった。

◆ 14代選挙以降の政党別得票率

15代総選挙		95年市道知事選挙		14代総選挙	
政党	得票率 (%)	政党	得票率 (%)	政党	得票率 (%)
新韓国党	34.5	民自党	33.3	民自党	38.5
国民會議	25.3	民主党	30.1	民主党	29.2
自民連	16.2	自民連	17.1	国民党	17.3
民主党	11.2	無所属／その他	19.3	無所属／その他	15.0
無所属／その他	12.8				

今回の総選挙で一番特筆すべき事項は、ソウル地域の票の流れである。小選挙区制の下で、与党がソウルで第一党となったのは選挙史上初めてのことである。得票率で第一野党を上回ったことも初めてのことである。文字どおりに「ソウルの異変」だとも言える。

新韓国党と国民會議の勝敗は、結局ソウルでついたといつても過言ではない。具体的には両党の予想より10席内外がひっくり返ったことによる。

ソウルでの新韓国党の得票率は36.5%で、国民會議よりわずか1.3ポイント上回っただけだが、このわずかな得票率差が9議席の差を生み出し、新韓国党を第一党に、国民會議を第二党にした。

14代総選挙時とは与野立場が逆転し、当時は与党である民自党のソウル地域の得票率が34.7%で、第一野党である民主党より2.4ポイント後れたので、議席数では14対27の差を見せた。

得票率の差が小さいことは接戦地域が多かった事を示すが、小選挙区制では議席数に大きな差が出る。実際に今回の選挙で1、2位候補間の票差が1,000票未満が2ヶ所、1,000票台が4ヶ所、2,000票台が6ヶ所、3,000票台が4ヶ所、4,000票台が5ヶ所等で5,000票未満の差で当落になったところが総47ヶ所の選挙区中で21ヶ所にもなった。14代総選挙時には5,000票未満の差で当落になったところが44ヶ所の中で17ヶ所であった。

ソウルの異変は、他の地域と比べるともっと目立っている。新韓国党の全国平均得票率は、近来の選挙での与党得票率に比べてむしろ低い方である。しかし、ソウルでの新韓国党の得票率は、13代大統領選挙以降の与党の得票率中で最高値を記録した。

近来の選挙で与党のソウル地域での得票率は13代大統領選挙30.0%、13代総選挙26.2%、14代総選挙34.7%、14代大統領選挙36.4%、95年広域団体長選挙20.7%、基礎団体長選挙35.1%であった。

◆ソウル地域の主要政党別の得票率推移

選挙	与 党	第一野党
13代大統領選挙	30.0% (民政党)	29.1% (民主党)
13代総選挙	26.2% (民政党)	27.0% (平民政)
14代総選挙	34.7% (民自党)	37.1% (民主党)
14代大統領選挙	36.4% (民自党)	37.8% (民主党)
地方選挙 (広域)	20.7% (民自党)	42.4% (民主党)
地方選挙 (基礎)	35.1% (民自党)	47.9% (民主党)
15代総選挙	36.5% (新韓国党)	35.2% (国民會議)

野党の重鎮の没落と新人の躍進で特筆される「ソウルの異変」が示すメッセージは、一言で「政治の変化は世代交替の要望」だともいえる。(4月13日「東亜日報」)

「新たな政治」に対する有権者の渴望をもっと強化したのは張学魯元青瓦台第1付属室長の不正蓄財非理と、国民會議及び自民連の公認献金の疑惑であったということが専門家の見解である。

新韓国党は李会昌中央選代委議長、朴燦鍾首都圏選代委議長等入党派の内部批判と自省を促し、与党の変化に対する有権者の期待感を呼び起こした反面、野党は政治攻勢的な態度で一貫、有権者の支持を得るのに失敗したということである。

しかし、ソウル地域で出馬した新韓国党所属現役は、金杞培議員一人を除いては全て当選したが、国民會議の場合は相当数の重鎮を含め、11名も落選したことは「新たな政治」に対する要望だという要因だけで説明する訳にはいかない。(4月13日「東亜日報」)

昨年地方選挙後、金大中総裁の政界復帰と国民會議の創党による野党の分裂に対する審判だという解釈や地域割拠主義を土台とした3金政治の終息に対する要求を含めているという解釈もある。

### (3) 京畿道の投票行動

「4・11」総選挙で唯一京畿道だけが各党に等しく当選者を出した。京畿道の定数38議席中、新韓国党が一番多い18議席を占め、国民會議が10議席、民主党3議席、自民連5議席、無所属2議席であった。このように、各党が全て当選者を出した一番大きな理由は、京畿地域には比較的地域色がないからである。

各政党の京畿地域での得票率も、全国平均とほとんど同じであった。新韓国党は全国平均より1.3%低い33.2%、国民會議は2.1%高い27.4%であり、民主党(13.9%)と自民連(18.6%)も全国平均より約2%高かった。反面、無所属と群小政党の得票率は全国平均(12.8%)の半分の6.9%を記録し、京畿地域では政党の選好度が高く現れた。また、京畿道内でもソウル周辺の衛星都市と漢江以南と漢江以北な

ど、地域別に投票の性向に大きな差が出てきた。

### ① 衛星都市

城南、安陽、安山、富川などソウル衛星都市の地域では国民会議と民主党など、野党が強勢を見せた。衛星都市 17 地域区のうち、国民会議が 10 議席、民主党と自民連がそれぞれ 1 議席を占め、新韓国党は 5 議席の当選者を出した。

### ② 漢江以南

伝統的に与党の強勢地域である漢江以南では、自民連が 3 議席、民主党が 2 議席を占め、善戦した。自民連の風が北上する中で、与党の公認紛糾と少地域主義等が重なって、自民連が 3 議席を得た。

### ③ 漱江以北の都農地域

漢江以北では新韓国党が坡州（パジュウ）を除外した地域で全ての票を得た。14代時には議政府市と九里市で野党の候補が当選したが、今回は選挙の中盤に起きた北朝鮮の板門店挑発が有権者の安定心理を刺激し、新韓国党が圧勝したと分析される。

### （4）急落しつつある投票率

今回の投票率は 63.9% であった。80 年代からの推移を表にしてみると次のようになる。

第 1 1 代 (81 年)	78.4%
第 1 2 代 (85 年)	84.6%
第 1 3 代 (88 年)	75.8%
第 1 4 代 (92 年)	71.9%
第 1 5 代 (96 年)	63.9%

これまでの最高は 1948 年に行われた 95.5% である。この頃は 50 年の 91.9%、54 年の 91.1%、58 年の 90.7% といったように毎回 90% を越えていた。80 年代後半に入ってから急減している。

今回はこれまでの 15 回の総選挙の中で最低の数字であり、初めて 65% を割った。

投票率の低下は韓国人々が政治に無関心になってきていることの現れとみることができる。ただ、それを政治への不満が少なくなってきたこととみるのか、政治不信の高まりとみるのかによってその評価は分かれるだろう。

### （5）地域と支持基盤

これまで述べてきたように韓国はそれぞれの有力政治家の支持基盤がはっきりしており、

小選挙区制であることもあって、その地域はその党が独占するという結果になっている。

まず、金泳三大統領の新韓国党の支持基盤から見てみる。

政党名	地域名	議員定数	当選者数
新韓国党	釜山	21	21
	慶北	19	11
	慶南	23	17
独占率 77.8%			

次は金大中氏の国民会議の支持基盤の地域である。

政党名	地域名	議員定数	当選者数
国民会議	光州	6	6
	全北	14	13
	全南	17	17
独占率 97%			

最後に、金鐘泌氏の自民連の支持基盤の地域である。

政党名	地域名	議員定数	当選者数
自民連	大邱	13	8
	忠北	8	5
	忠南	13	12
独占率 73%			

全体的に政党別の得票率でみると以下のようにになっている。

新韓国党	34.5%
国民会議	25.3%
自民連	16.2%
民主党	11.2%
無所属・その他	12.8%

結局、新韓国党が3人に1人、国民会議が4人に1人から票を得ていることがわかる。

「三金（サムキム）体制」と言われるがそれぞれの地域で有力政党は圧倒的な力を示している。「三金体制の打破」を訴えた民主党が結局は埋没してしまったことは象徴的である。

## (6) 当選者の分析

96年4月11日総選挙では1,385名の候補が地方区に出馬し、253名が当選し

た。全国区は163名の候補が出馬し、46名の当選者が選出された。以下は当選者の現況分析である。

### ① 財産現況

韓国では候補者はすべてその財産を明らかにすることになっている。

出馬候補者の平均財産は13億2700万ウォンであったが、全国区を含んだ当選者299名の平均財産額は32億4121万ウォンである。無所属当選者16名の平均財産が66億8210万ウォンと一番多いが、これは鄭夢準当選者（前現代重工業会長）が834億5500万ウォンを申告したからである。

政党別には新韓国党が40億9869万ウォンで1位であり、自民連は全国区当選者の財力が強く39億638万ウォン（地方区平均24億1695万ウォン）で2位を記録した。

これらに比べると金大中氏らの国民会議は11億230万ウォンとかなり差があり、民主党にいたっては6億1771万ウォンである。

財産上位20位には新韓国党11名、自民連4名、国民会議3名、無所属2名で、民主党は1名もいない。

また最高の資産家である新韓国党の金錫元（前双龍グループ会長）当選者と下位順番1位との財産差額は1277億8800万ウォンであり、負債がある当選者も2名いる。

職業別には15名が当選した企業人、自営業者が平均の5倍である164億5180万ウォンであり、各種団体幹部（8名）は65億9800万ウォンである。また、14代議員として再当選した127名は33億5353万ウォンと平均より高く、前職官僚当選者38名は平均10億8405万ウォンと最下であった。薬師、法曹人等専門職当選者41名は16億7458万ウォンと平均の半分の水準であった。

一方、財産が100億ウォン以上である22名の候補中12名と50億ウォン以上である34名中23名が地方区で落選し、選挙が決してお金だけで当選できるのではないことを示している。

### ② 現役議員の脱落率と当選数現況

今回の総選挙で14代議員231名が地方区で出馬したが111名が落選し、現役当選率は51.9%を記録した。

また、新人候補1,051名のうち10.1%である106名が初当選を果たした。

政党別初当選議員の割合は新韓国党40.6%、国民会議28.3%、自民連19.8%、民主党3.8%の順である。再選議員は161名が挑戦し、39.8%である64名だけが当選し、再選が高い壁であることを立証した。最多選である9選には朴浚圭前国会議長が当選し、金泳三大統領が保有している最多選記録とタイになった。8選には金鐘泌自民連総裁、李基沢民主党顧問が挑戦したが金総裁だけが成功した。7選は4名が挑戦しすべ

て当選、6選は3名挑戦に1名が落選、5選は25名中12名が当選した。その他4選には46名が挑戦したが41.3%である19名だけが当選し、3選は92名の候補中44名が当選した。

一方、元職議員は103名が挑戦し、26.2%である27名が再選した。

### ③ 大学別当選率

今回の総選挙で単一大学として一番多い地方区候補者が出了ところはソウル大学である。256名中39.1%である100名が当選し、当選数と当選率で最高を記録した。次いで候補が多い高麗大学は143名中34名が当選した（当選率は23.8%）。延世大学は64名中14.1%である9名が当選した。48名が出馬した成均館大学は7名（14.6%）が当選し、専門大学卒以下は147名中6.1%である9名が当選した。

### ④ 年齢別現況

50代候補が595名出馬し、253ヶ所地方区議席の半分を越える135議席を占めたが、当選率（22.7%）は、70代（10名中4名当選、40%）、60代（222名中59名当選、26.6%）に続き3位を記録した。30代以下は178名中わずか6名だけが当選し、40代は380名中12.9%である49名が当選した。

### ⑤ 女性・その他

全斗煥・盧泰愚両前職大統領の逮捕に見られるように両政権における実権層はかなり少なくなった。12・12（肅軍）クーデターや5・18（光州）事件で逮捕されている国會議員の中で獄中から立候補した人のうち当選したのは許和平氏ただ一人であった。

今回の選挙で軍人出身は45人が立候補して当選は16人。軍人が権力を握る時代は去りつつあるということであろう。

職業としてはテレビのアンカーやニュースキャスターが4人も当選して話題を集めた。その一方で、映画俳優やタレントはあまりふるわなかつた。

また、今回の当選者の中では血液型としてはO型、氏名としては金海の金氏、出身校としては京畿高出身が多いことが明らかになった。

血液型で見ると253名の地方区当選者の中で血液型がO型である人は82名、A型は64名、B型は46名、AB型は26名であり、残り35名は把握されなかつた。

氏名別には金海の金氏が27名と一番多く、次が全州の李氏17名、慶州の金氏15名、密陽の朴氏11名、安東の權氏6名、晋州の姜氏5名等であった。

当選者の平均身長は172.6cm、平均体重は71.8kgと調査された。

最後に女性議員について韓国は小選挙区制であるため女性議員の進出は非常に難しい。もちろんそれに儒教精神による制約もある。これまでの14回にわたる選挙で女性が選ばれたのは8人だけであった。今回は地方区に19人が立候補し、当選したのは2人だけで

ある。一方、全国区（比例代表区）では各党は女性候補を上位に置いたので5名当選した。政党別内訳は新韓国党（5位と13位）、国民会議（1位と8位）、自民連（当選圏になし）、民主党（2位）である。

## 5 第15代国会議員総選挙の総括

### （1）先が見えない選挙結果

新韓国党は過半数割れしたものの、選挙前の予想（120議席ライン）を覆し、139議席を確保し、善戦した。ただ、その内情は「具体的な争点もなく政治不信の中で行き場を失った浮動票が北風（北朝鮮の示威行為）にのって流れてきただけ」で、およそ「勝利」とは言いたいという見方もある。一方、100議席を目標にしていた国民会議は、ソウルで思わぬ敗北を喫し79議席に止まり、比例代表区名簿14位の金大中総裁自身が落選するなど、まさに「大敗」した。

自民連は50議席と目標の70議席を下回ったが、こちらは最初の目標そのものが過大であり、むしろ躍進した。特に「三金」主導の地域選挙の中にあって、自民連の地盤（大田市、忠清南・北道）の他に、保守本流の大邱で8議席と新韓国党（2議席）のお株を奪った形となった。「脱三金」をキャッチフレーズに戦った民主党は、ある意味で最も「国民感覚」に近かったが、いかんせん「三金」に対抗する看板人物がなく、完敗に終わった。

結局、党レベルの勝敗は、新韓国党=善戦、国民会議=大敗、自民連=躍進、民主党=完敗で、史上最低の投票率とあいまって今後の行方を占う上では、はっきりしない結果となつた。

### （2）人物本位に緊急避難

SBS（ソウル放送）の調査によると、有権者の71%が投票の際の決定要因を「人物本位」と回答したという。また、今回の新韓国党の善戦は「金泳三政権に対する支持」ではなく、争点もつくれず昨年6月17日の地方選挙以来の野党人気に慢心し、国民が求めの人材を集められなかった野党側の自滅であり、「三金政治」に嫌気がさした「行き場のない票」が、折りからの「北風」にのって、仕方なく「安定志向」の政権政党に流れただけであるという見方がある。

与党側が候補者に魅力のある人材を多く集めたのも事実であり、その意味では選挙前から金泳三大統領が強調していた「人物本位」が選挙結果を決めたともいえる。それは逆に言うと新韓国党、あるいは金泳三政権が進めてきた「改革政策」があまり評価されなかつたと言えよう。63.9%という史上最低の投票率をみてもわかるように国民の政治離れは深刻であり、特にソウルの有権者は「政党」「三金」には拒否権を発動し、候補者一人一人の「人間性」を頼りに緊急避難したと見ることができるであろう。

### (3) 「北風」の影響

11日の投票後に朝鮮日報が韓国ギャロップ調査研究所と共同で行った世論調査によると、投票者の56.1%が投票日の1週間前から投票直前までに支持候補を決定し、18.2%が告示後に支持候補を変えている。また投票に影響を与えた要素は、①全、盧両大統領経験者の逮捕（11.4%）、②李会昌・朴燦鐘両氏の新韓国入党（10.9%）、③張学魯汚職事件（10.3%）、④北朝鮮の示威行為（6.5%）などと回答している。

アンケート上では、北朝鮮の示威行為が選挙に与えた影響は6.5%に過ぎないが、有権者の56.1%が投票日直前1週間以内（2～3日前=23.5%、4～7日前=20.7%、投票場で=11.9%）に支持者を決めていることから、「北風」は新韓国党への追い風になったことはほぼ間違いない。

### III 資料編

1996年4月11日の第15代国會議員総選挙が17日間の熱戦の幕を下ろした。

今回の総選挙では主な与野党4党を始め、各政党の公認者と無所属等1,389名の候補が出馬し雌雄を決した。しかし、選挙管理委員会によって4名の候補が登録を無効とされ、最終投票日までは1,385名の候補が争った。11日、投票によって確定された15代国會議員当選者は299名であった。

253名が地方区に、46名は全国区に当選した。「4・11」総選挙と関連した各種統計を集め、以下に示す。

#### 1 15代国會議員総選挙 政党別得票

	有効得票 総 数	新韓国党	国民會議	民主党	自民連	大韓 民主 党	無党派連 合	21世 紀韓 独党	親民 党	政党計	無所属
ソウル	4,444,415	1,620,642	1,565,582	601,491	502,851	396	15,894	700	-	4,307,556	136,859
釜山	1,581,518	882,583	100,608	297,531	87,405	1,701	26,244	-	-	1,396,072	185,446
大邱	1,004,744	245,865	13,820	40,162	359,745	-	46,657	-	-	706,249	298,495
仁川	929,196	355,318	273,804	102,195	134,585	-	8,908	-	-	874,810	54,386
光州	533,664	40,021	460,107	10,493	4,365	-	777	-	-	515,763	17,901
大田	519,584	111,432	59,407	65,695	258,642	691	1,342	993	-	498,202	21,382
京畿	3,195,768	1,060,711	875,705	445,702	595,566	-	7,245	-	-	2,984,929	210,839
江原	710,803	264,874	47,452	103,161	167,930	326	1,572	-	-	585,315	125,488
忠北	666,953	206,856	68,411	68,252	258,197	-	2,664	-	-	604,380	62,573
忠南	852,907	246,410	52,343	67,649	436,676	-	1,971	-	571	805,620	47,287
全北	910,490	213,465	580,018	63,088	4,567	-	7,521	-	-	868,659	41,831
全南	1,014,151	179,374	719,614	13,198	7,857	-	-	-	-	920,043	94,108
慶北	1,352,267	472,560	20,966	93,956	277,914	-	36,790	-	-	902,186	450,081
慶南	1,702,909	792,665	72,082	250,113	79,347	-	19,465	-	-	1,213,672	489,237
済州	244,703	90,955	72,042	5,009	2,827	-	-	-	-	170,833	73,870
計	19,664,072	6,783,731	4,981,961	2,227,695	3,178,474	3,114	177,050	1,693	571	17,354,289	2,309,783
得票率	100.0	34.498	25.335	11.329	16.164	0.016	0.900	0.009	0.003	88.254	11.746

注) 4.11総選挙では計8政党から候補者を出した、しかし中央選挙管理委員会は無党派国民連合、大韓民主党、親民党、21世紀韓独党が総選挙で有効投票の2%以上を得なかつたため、これらの4政党の登録を取り消した。(4月13日中央選挙管理委員会が発表)

## 2 歷代総選挙結果

選挙	得票率 (%)	議席数	第1党議席数 (得票率%)	第2党議席数 (得票率%)	備考
初代 (48.5.10)	95.5	200	大韓独立促成国民会 55(24.6)	韓国民主党 29(12.7)	任期2年
2代 (50.4.12)	91.9	210	大韓国民党 24(9.8)	民主国民党 24(9.7)	
3代 (54.5.20)	91.1	203	自由党 114(36.8)	民主国民党 15(7.9)	
4代 (58.5.2)	90.7	233	自由党 126(42.1)	民主党 79(34.2)	60.6.23 解散
5代 (60.7.29)	84.3	233	民主党 175(41.7)	社会大衆党 4(6.0)	61.5.16 クーデタ ーで解散
6代 (63.11.26)	72.1	175	民主共和党 88(33.5)	民政党 27(20.1)	
7代 (67.6.8)	76.1	175	民主共和党 129(50.6)	新民党 75(32.7)	
8代 (71.5.25)	73.2	204	民主共和党 113(48.8)	新民党 89(44.4)	72.10 維新措置で 解散
9代 (73.2.27)	73.0	219	民主共和党 70(38.7)	新民党 52(32.5)	(有正会 73 席) 任期6年
10代 (78.12.12)	77.1	231	民主共和党 68(31.7)	新民党 61(32.8)	80.10.27 解散
11代 (81.3.25)	78.4	276	民主正義党 151(35.6)	民主韓国党 81(21.6)	
12代 (85.2.12)	84.6	276	民主正義党 148(35.2)	新韓民主党 67(29.3)	
13代 (88.4.26)	75.8	299	民主正義党 125(34.0)	平和民主党 70(19.3)	
14代 (92.3.24)	71.9	299	民主自由党 149(38.5)	民主党 97(29.2)	
15代 (96.4.11)	63.9	299	新韓国党 139(34.5)	国民會議 79(25.3)	

### 3 「4・11」総選挙の最高・最低記録

最 高	項 目	最 低
朴浚圭 (大邱中区) 71	年 齡 (地域区)	金民錫 (永登浦乙) 31
朴光泰 (国民・光州北甲) 91.45%	得票率	金鍾学 (自民・慶山・清道) 23.48%
鄭東泳 (国民・全州德津区) 97,858	得票数	朱鎮吁 (新韓・星州・高靈) 13,424
▲全州 鄭東泳(国民)一 李鉉道(新韓) 86,887	得票者	▲安陽 權秀昌(自民)一 朴鍾根(新韓) 350
金錫元 (新韓・大邱達城) 1,729億4千万ウォン	財 産	李允洙 (国民・城南壽井) 1千万ウォン
慶北義城 80.65%	投票率	釜山東萊乙 55.31%

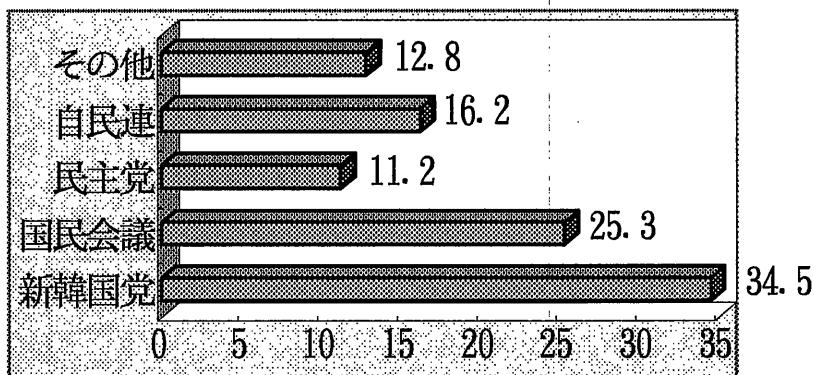
### 4 政党別当選率

政党 市・道	新韓国党			国民會議			民主党			自民連		
	候補	当選	率	候補	当選	率	候補	当選	率	候補	当選	率
ソウル	47	27	57.4%	47	18	38.3%	47	1	2.1%	45	0	0%
釜山	21	21	100%	17	0	0%	19	0	0%	17	0	0%
大邱	13	2	15.4%	8	0	0%	8	0	0%	13	8	61.5%
仁川	11	9	81.8%	11	2	18.2%	11	0	0%	11	0	0%
光州	6	0	0%	6	6	100%	5	0	0%	6	0	0%
大田	7	0	0%	7	0	0%	7	0	0%	7	7	100%
京畿	38	18	47.4%	38	10	26.3%	37	3	8.1%	37	5	13.5%
江原	13	9	69.2%	13	0	0%	11	2	18.2%	12	2	16.7%
忠北	8	2	25.0%	7	0	0%	8	0	0%	8	5	62.5%
忠南	13	1	7.7%	10	0	0%	11	0	0%	13	12	92.3%
全北	14	1	7.1%	14	13	92.9%	12	0	0%	7	0	0%
全南	17	0	0%	17	17	100%	8	0	0%	9	0	0%
慶北	19	11	57.9%	12	0	0%	17	1	5.9%	19	2	10.5%
慶南	23	17	73.9%	19	0	0%	21	2	9.5%	13	0	0%
済州	3	3	100%	3	0	0%	2	0	0%	1	0	0%
計	253	121	47.8%	229	66	28.8%	224	9	4.0%	218	41	18.8%

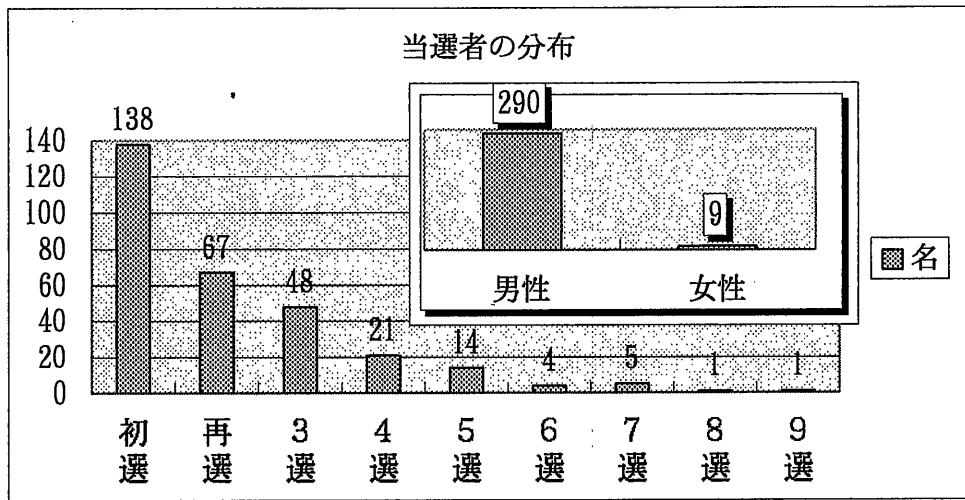
## 5 市道別投票率

市道	選挙人数	投票者数	投票率(%)	14代
ソウル	7,393,013	4,515,223	61.1	69.2
釜山	2,672,285	1,617,748	60.5	69.1
大邱	1,685,233	1,025,929	60.9	66.6
仁川	1,578,041	948,993	60.1	68.0
光州	839,092	541,462	64.5	70.1
大田	841,251	529,632	63.0	70.1
京畿	5,298,160	3,259,908	61.5	69.6
江原	1,057,784	731,650	69.2	78.0
忠北	988,394	675,179	68.3	76.0
忠南	1,289,508	885,401	68.7	76.0
全北	1,374,445	932,383	67.8	74.3
全南	1,507,277	1,051,940	69.8	75.4
慶北	1,946,499	1,392,929	71.6	78.4
慶南	2,664,513	1,759,138	66.0	77.3
済州	352,799	251,013	71.1	78.6
計	31,488,294	20,118,528	63.9	71.9

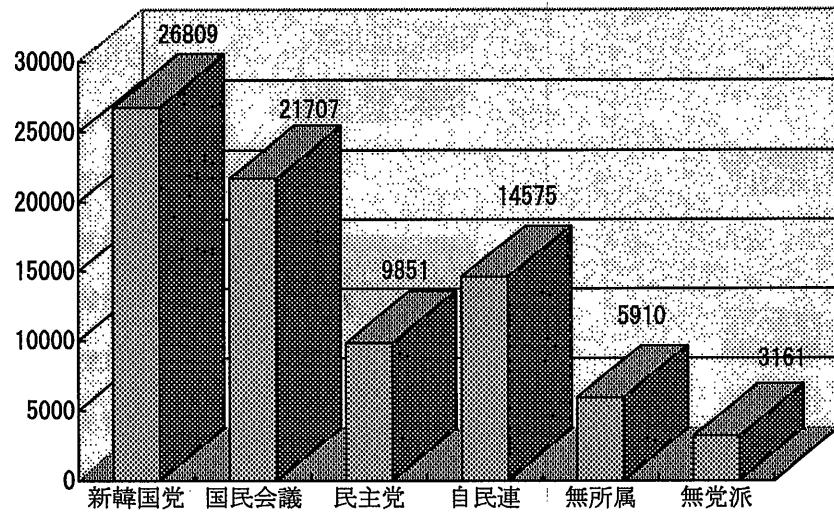
## 6 政党別得票率 (%)



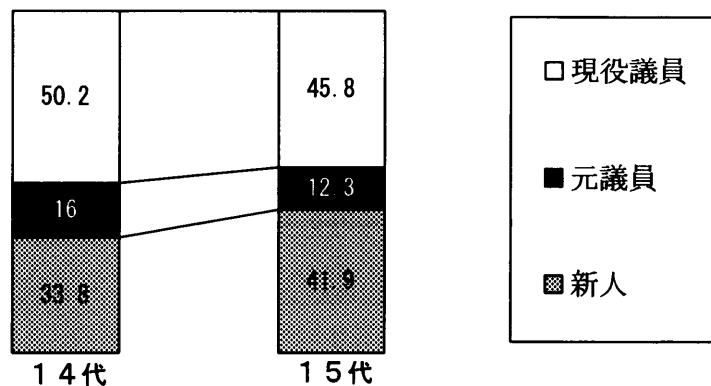
## 7 当選者の分布



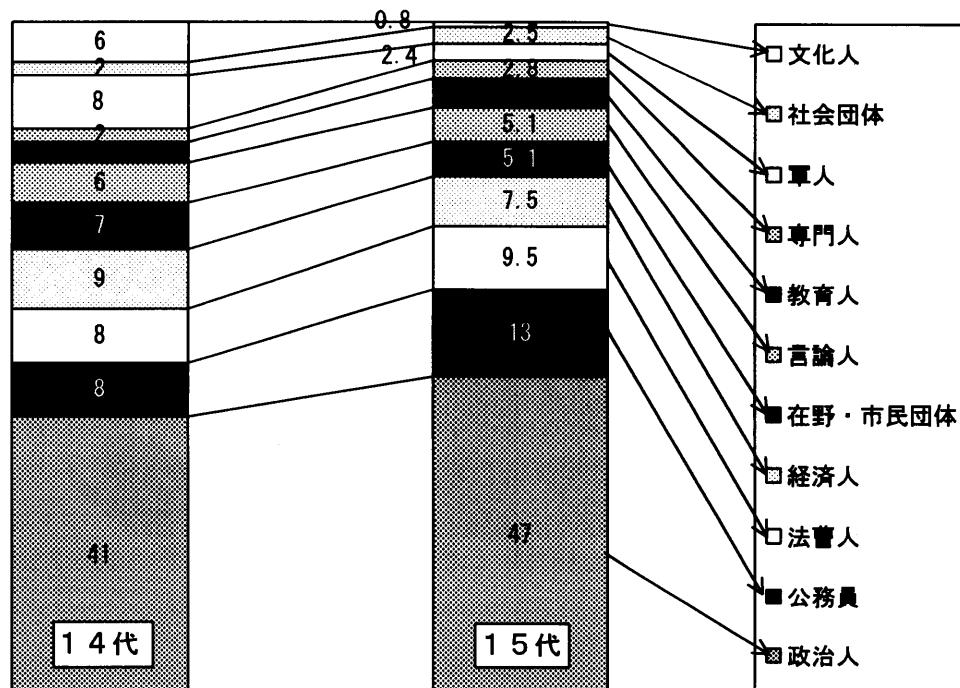
## 8 政党別候補者 1人当たり得票数 (単位：票)



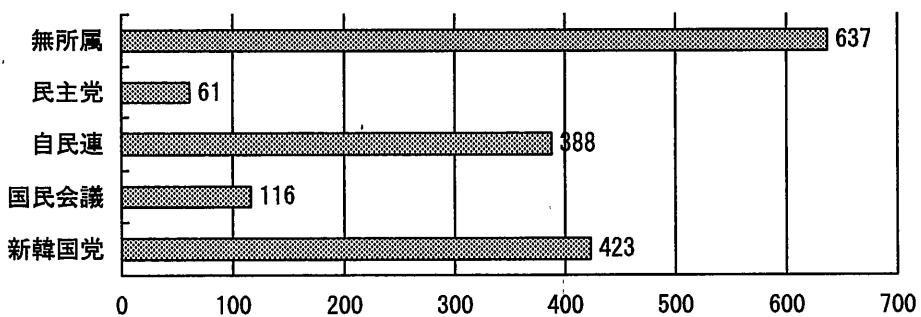
## 9 14代・15代新人・元議員・現役議員の対比



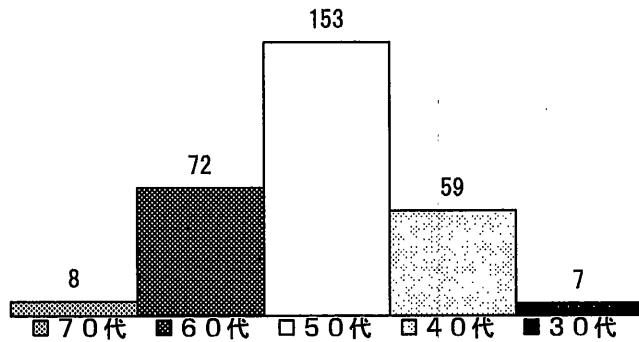
## 10 14代・15代地方区議員の職業別分布



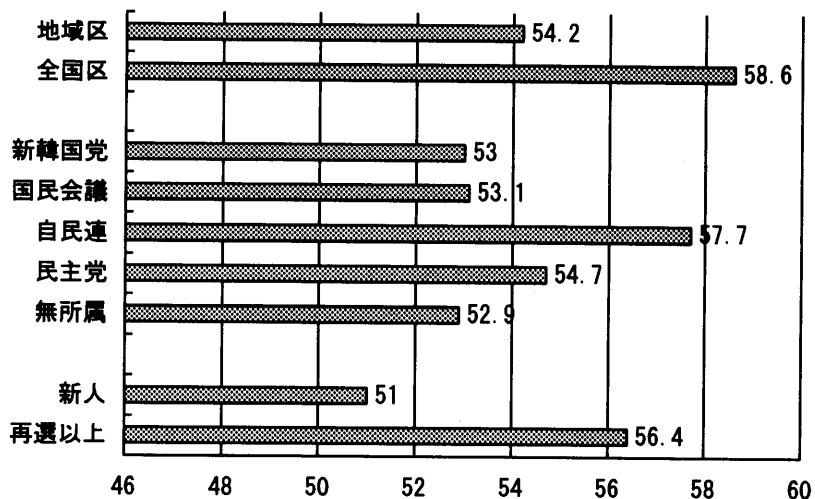
1.1 政党別当選者の財産平均額（単位：千万ウォン）



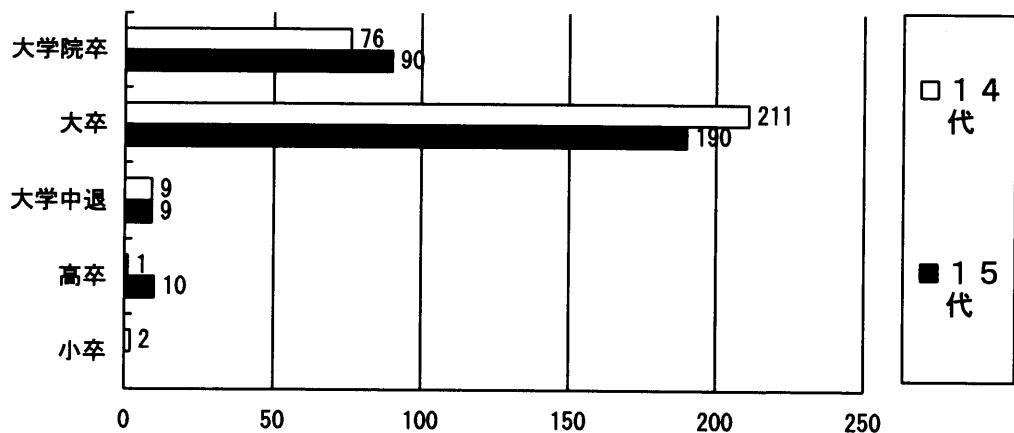
1.2 15代国會議員総選挙当選者の世代別分布（単位：名）



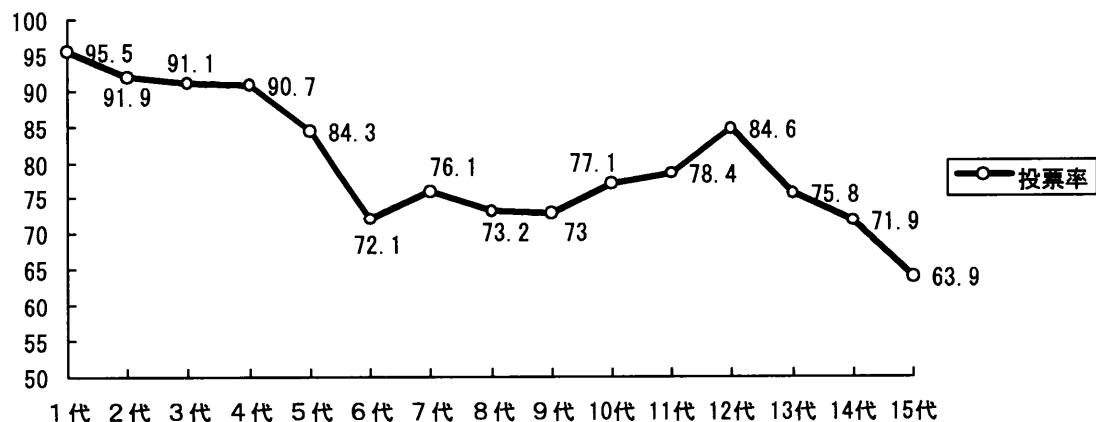
1 3 15代当選議員の平均年齢（単位：歳）



1 4 14代・15代国会議員学歴別分布（全国区含む、単位：名）



15 韓国の歴代国議員選挙の投票率 (%)



16 韓国の歴代選挙一覧表

選挙の種類	総投票率 投票率	執権党の投票率	反対党の投票率	小数党の投票率	選挙日
1) 第1共和国の選挙					
1代 国會議員選挙	95.5 (198)	24.6 90.9	12.7 9.1	62.7 0	1948.5.10 1948.7.20
2代 国會議員選挙	91.9	9.7	9.8	80.5	1950.5.30
1次 市・邑・面議会選挙	91.0	25.3	0.2	58.5	1952.4.25
1次 道議会選挙	81.0	48	1.3	40.9	1952.5.10
2代 大統領選挙	88.1	74.6	11.4	14	1952.8.5
3代 国會議員選挙	91.1	36.8	7.9	47.9	1954.5.20
3代 大統領選挙	94.4	70	30	0	1956.5.15
2次 市・邑・面議会選挙	79.5	67.8	2	30.2	1956.8.8
2次 市・邑・面首長選挙	86.6	50.3	1.7	48	1956.8.8
2次 市・道議会選挙	86.0	57	22.4	20.6	1956.8.13
4代 国會議員選挙	90.7	42.1	34.2	21.5	1958.5.2
4代 大統領選挙	90.0	100	0	0	1960.3.15
2) 第2共和国の選挙					
5代 国會議員選挙	84.3 (259)	41.7 80.3	6 15.8	62.7 3.9	1960.7.29 1960.8.12
内閣制の大統領選挙					
3次 市・道議会選挙	67.4	40	14.4	45.6	1960.12.12
3次 市・邑・面議会選挙	78.9	16.5	1.9	81.6	1960.12.19
3次 市・道知事選挙	38.8	60	30	10	1960.12.19
3次 市・邑・面首長選挙	75.4	22.6	1.4	76	1960.12.26
3) 第3共和国の選挙					
1回 国民投票	85.3	78.8	21.2	0	1962.12.17

5代 大統領選挙	85.0	46.6	45.1	8.3	1963.10.15
6代 国会議員選挙	72.1	33.5	20.1	46.4	1963.11.26
6代 大統領選挙	83.6	51.5	40.9	7.6	1967.5.3
7代 国会議員選挙	76.1	50.6	32.7	16.7	1967.6.8
2回 国民投票	77.1	65.1	34.9	0	1969.10.17
7代 大統領選挙	79.8	53.2	45.3	1.5	1971.4.27
8代 国会議員選挙	73.2	48.8	44.4	6.7	1971.5.25
4) 第4共和国の選挙					
3回 国民投票	91.9	91.5	8.5	0	1972.11.21
8代 大統領選挙	(2359)	99.9	0	0	1972.12.23
9代 国会議員選挙	73.0	38.7	32.5	28.8	1973.2.27
4回 国民投票	79.8	73.1	26.9	0	1975.2.12
9代 大統領選挙	(2581)	99.8	0	0	1978.7.6
10代 国会議員選挙	77.1	31.7	32.8	35.5	1978.12.12
10代 大統領選挙	(2583)	95.4	0	0	1979.12.6
11代 大統領選挙	(2583)	99.9	0	0	1980.8.27
5回 国民投票	95.5	91.6	8.4	0	1980.10.22
5) 第5共和国の選挙					
12代 大統領選挙	(5278)	90.2	0	0	1981.2.25
11代 国会議員選挙	78.4	35.6	21.6	42.8	1981.3.25
12代 国会議員選挙	84.6	35.2	29.3	35.4	1985.2.12
6回 国民投票	78.2	93.1	6.9	0	1987.10.27
6) 第6共和国の選挙					
13代 大統領選挙	89.2	36.6	28	36.4	1987.12.16
13代 国会議員選挙	75.8	34	19.3	46.7	1988.4.26
4次 基礎議会選挙	55.0	0	0	0	1991.3.26
4次 広域議会選挙	58.9	65.1	19.1	15.8	1991.6.20
14代 国会議員選挙	71.9	38.5	29.2	32.3	1992.3.24
14代 大統領選挙	81.9	42.8	33.8	23.4	1992.12.18
第1回 統一地方選挙					1995.6.27
広域団体長選挙	68.4	33.3	30.1	36.6	1995.6.27
基礎団体長選挙	68.4	31.8	28.8	39.4	1995.6.27
広域議會議員選挙	68.4	36.1	32.7	31	1995.6.27
基礎議會議員選挙	68.4				1995.6.27
15代 国会議員選挙	63.9	34.5	25.3	40.2	1996.4.11

出所：中央選挙管理委員会、「選挙及び国民投票関係各種統計集(1948-1988)」

注1) 単位は百分率、ただし大統領選挙は代議員による間接選挙のため括弧の中は代議員数であり、地方議会選挙は政党別議席比率である。小数党は第1野党を除いた政党と無所属の合計である。

注2) 第1回統一地方選挙は内務部の「第1回全国同時地方選挙白書」の中から要約。基礎議會議員の場合は政党公認がなかった。

## 参考 韓国における共和国憲法

### 1 第一共和国憲法 1948.7.17 公布、施行

間接選挙による大統領制、一院制、憲法委員会の設置、大統領の国務総理任命権

#### (1)第一次改憲 1952.7.7 公布、施行

直接選挙による大統領制、二院制、国務院への国会不信任

#### (2)第二次改憲 1954.11.29 公布、施行

初代大統領に限って無制限に再選可能、国民投票の採用、国務総理制の廃止

### 2 第二共和国憲法 1960.6.15 公布、施行

国務総理を首班とする議員内閣制、基本権保障の強化、憲法裁判所制度

#### (1)第四次改憲 1960.11.29 公布、施行

過去の政治犯罪者の処罰を可能とする遡及立法に根拠を与えるため

### 3 第三共和国憲法 1962.12.26 公布、63.12.17 施行

大統領中心の国会一院制、基本権の整備、司法裁判所への違憲立法審査権付与

#### (1)第六次改憲 1969.10.21 公布、施行

大統領の三選を可能とするもの

### 4 第四共和国憲法 1972.12.27 公布、施行

統一主体国民会議による大統領間接選挙、大統領再選無制限、憲法委員会制度

### 5 第五共和国憲法 1980.10.27 公布、施行

大統領選挙人団による間接選挙、大統領単期7年制、自由権の充実

### 6 第六共和国憲法 1987.10.29 公布、88.2.29 施行

大統領直接選挙制、単期5年制、憲法裁判所の設置、国務総理任命制（国会同意）

## CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 122 号	大韓民国の第 15 代国會議員総選挙について	1996/9/17
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 120 号	米国におけるボランティア活動 -その理念と実態-	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 一グラウンドワークの理念と実践-	1996/5/15
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム -F E M A と U S & R 隊-	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	濟州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミューン・プログラム	1995/3/13
第 98 号	1994 年中間選挙 一地殻変動をもたらした米国政治の動向-	1995/2/28
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 96 号	アメリカン・インディアン 一その過去・現在・未来-	1995/2/14
第 95 号	ロンドンの分散 (Decentralisation) 政策と都市開発	1995/1/20
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19
第 90 号	1994 年英國統一地方選挙と歐州議会議員選挙	1994/8/1